

## 令和5年度下半期における県独自の飼料高騰対策のご案内

長野県では、飼料の価格高騰の影響を緩和するため、①配合飼料価格差補てん事業、②酪農粗飼料価格高騰緊急対策事業を実施します。詳細は下記をご覧ください。

## 〔全畜種〕配合飼料価格差補てん事業をR5年度第4四半期まで延長

配合飼料価格高騰の影響を緩和するため、**配合飼料価格安定制度の加入者※**を対象に、県独自に飼料購入費の一部補てんを実施します。

※ 補てん対象の生産者には、事業実施主体より個人情報の取扱いに関する同意書の提出を依頼

## (1) 事業実施主体

国の配合飼料価格安定制度の取りまとめ窓口である下記5団体を事業実施主体として、対象の畜産農家に補てん金を交付します。

(一社) 長野県配合飼料価格安定基金協会、JA東日本くみあい飼料株式会社、龍峡酪農業協同組合、伊那酪農業協同組合、農事組合法人 会田共同養鶏組合

## (2) 補てん対象の生産者

国の配合飼料価格安定制度に上記の事業実施主体を通じて加入する県内の畜産農家(全畜種)

## (3) 交付対象期間及び補てん金支払い時期

交付対象時期	補てん金支払い時期
第3四半期(R5年10月~12月)	R6年3月頃
第4四半期(R6年1~3月)	R6年5月頃

※ 補てん金 = 四半期ごとの補てん対象数量 × 補てん単価

事業詳細はこちらから↓



## 〔酪農〕酪農粗飼料価格高騰緊急対策事業をR5年度も実施

輸入粗飼料等の価格高騰の影響を緩和するため、国事業の「**国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業**」の参加者等を対象に県独自に粗飼料購入費の一部を補てんします。

## (1) 事業実施主体 全国農業協同組合連合会長野本部

## (2) 補てん対象の生産者 (※事業実施主体より事業参加等の同意書の提出を依頼します)

① 「国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業」に参加する県内の酪農家

② 国事業に未参加で県事業に参加を希望される酪農家 (以下にご相談ください)

農協又は専門酪の組合員の場合 → 所属する農協又は専門酪

農協又は専門酪の組合員以外の場合 → 園芸畜産課

※ なお、県事業にのみ参加する場合も、国事業と同様に、生産コストの削減や国産飼料等の利用拡大に取り組んでいただく必要があります。

事業詳細はこちらから↓



## (3) 補てん単価及び補てん額

区分	県第Ⅰ期対策	県第Ⅱ期対策
交付対象時点	R4.11.1時点	R5.4.1時点
国事業の対象となる経産牛	6,700円/頭 … ①	
経産牛		12,700円/頭 … ③
上記以外の乳用牛の雌牛	8,800円/頭 … ②	6,700円/頭 … ④

補てん額 = 第Ⅰ期対策補てん額 + 第Ⅱ期対策補てん額

= {① × 対象頭数 + ② × (全頭数 - 対象頭数)} + {③ × 経産牛頭数 + ④ × (全頭数 - 経産牛頭数)}